

【再掲】本日2022年8月1日以降の資格喪失者の方より脱退一時金・遺族給付金の支給対象者が拡大されますので、2月17日付掲載の記事を再掲いたします。

重要

2022年2月17日
出版企業年金基金

事業主・加入者の皆さまへ

脱退一時金・遺族給付金の支給対象者の拡大

- **脱退一時金、遺族給付金の支給要件が「加入者期間3年以上」から「加入者期間1年以上」に変更され、支給対象者が拡大されます。**
 - **実施は2022年8月1日からです。**
 - 当基金の加入者資格喪失日が2022年8月1日以降の方が対象となります。
 - **届出や請求の手続きは、現行と同じ*です。**
 - 現行どおり、当基金へ加入者資格喪失届を提出してください。
 - 脱退一時金等の支給対象者には、当基金からご案内を送付します。

※現行の手続き…事業所が加入者資格喪失届を当基金へ提出 ⇒ 当基金より対象者へお手続きの案内を送付 ⇒ 脱退一時金等の請求や企業年金連合会への移換申出は当基金へ、他の年金制度（再就職先のDBやDC、iDeCo）への移換は移換先から移換申出書を入力して当基金へ提出
 - **この改正に伴い、退職金規程等の変更が必要な場合があります。**
 - 退職金規程等（社内の退職金の支給に関する規程）で、当基金から支給される脱退一時金等を退職金の一部として規定している事業所においては、今回の支給対象者の拡大により、退職金規程等の改定が必要となる場合があります。詳細は別紙Q&AのQ5～7をご覧ください。
 - 退職金規程等で当基金から支給される脱退一時金等を退職金の一部として規定していない事業所においては、退職金規程等の改定は必要ありません。
- * このお知らせは、2022年2月17日発送の2022年1月分掛金納入告知書に同封して各事業所へお送りしています。

【お問合せ先】

（お問合せの際には当基金の事業所番号をお知らせください。）

出版企業年金基金

電話：03-5259-9111

FAX：03-5259-9114

Q & A 脱退一時金・遺族給付金の支給対象者の拡大

Q 1. 加入者期間はどのように計算されますか？

A. 加入者期間は月単位で計算され、加入者資格取得日（厚生年金保険の被保険者となった日）の属する月から、加入者資格喪失日（退職日又は死亡日の翌日）の属する月の前月までとなります。

（例）2020年9月20日入社（同日付加入者資格取得）、2022年7月31日退職（2022年8月1日付加入者資格喪失）の場合、加入者期間は23か月となります。

Q 2. 加入者期間1年以上で支給される脱退一時金の額はいくらですか？

A. 支給額は、加入中の基準給与（厚生年金保険の標準報酬月額と同じ）の平均額に加入期間に応じた支給乗率を乗じて計算します（100円未満の端数切上げ）。

加入者期間		1年	2年	3年	A年B月の支給乗率の算出方法
支給乗率 ※	2021. 4. 1以降に加入した者 （基金規約・別表第5）	0.109	0.221	0.336	A年の率 + (A+1年の率 - A年の率) × B ÷ 12 (小数点以下第4位を四捨五入)
	2021. 3. 31以前に加入した者 （基金規約・附則別表第5）	0.100	0.190	0.290	

※ 加入時期により支給乗率が異なっているのは、2016年10月に旧厚生年金基金から現在の確定給付企業年金基金へ移行した際の経過措置によるものです。2021年3月以前に加入した者は旧厚生年金基金の支給乗率が適用されており、給付財源を長期加入者に傾斜配分した給付設計となっています。4年以上の支給乗率はホームページの基金規約の別表及び附則別表をご覧ください。

（例）2021年4月1日以降に基金加入、平均基準給与30万円、加入1年8か月の場合
一時金額 = 300,000円 × 支給乗率0.184 = 55,200円

Q 3. 加入者期間1年以上で脱退一時金等が支給される従業員について、要支給額明細や給付見込額回答書に反映されるのはいつ頃からですか？

A. 今後発行する要支給額明細や給付見込額回答書で、基準日が2022年8月1日以降の方から反映する予定です。

Q 4. 今回の改正に伴い、社内の経理処理を変更する必要がありますか。

A. 当基金から支給される脱退一時金等を退職金の一部としている場合は、退職手当引当費の積立金額から当基金が支給する一時金相当額（要支給額明細の一時金額欄）を控除されていると思います。今後発行します、基準日が2022年8月1日以降の要支給額明細の一時金額欄は、加入者期間1年以上の加入者の脱退一時金額も計上しますので、事業所における退職金の取扱い（Q5～6参照）に応じて処理してください。

裏面へ続きます

Q 5. 当事業所は、基金から支給される一時金を退職金の一部として積み立てています。退職金は勤続 3 年以上で支給しているため、今回の改正に伴い、社内の退職金規程等では退職金は支給されないものの基金から一時金が支給されるケースが発生します。社内ではどのように取扱えばよいでしょうか？

A. 事業所において以下の①又は②のいずれの取扱いとするかをご検討ください。

① 基金は社外の別法人なので、退職金の支給対象者以外の者に対する基金からの給付は「基金独自の給付」として取扱う。

⇒ この取扱いとする場合、社内の退職金規程等の改定は不要です。

② 社内の退職金規程等に基づくものではなく基金の規約に基づくものであっても、掛金の拠出、基金からの給付を、退職金の一部として取扱っているので、退職を支給事由として支給されるものであれば退職金規程等の上でも退職金として取扱う。

⇒ この取扱いとすることにより、退職金規程等を改定する場合は、以下の例を参考にしてください。

(退職金規程等の改定例)

第〇条 勤続〇年以上の従業員が退職した場合に支給する。

2 前項にかかわらず、退職した従業員に第〇条に規定する出版企業年金基金からの支給がある場合は、当該支給額をもって退職金とする。

Q 6. 当事業所は、基金から支給される一時金を退職金の一部として積み立てています。退職金は勤続 1 年以上で支給していますが、今回の改正に伴い、社内の退職金規程等による退職金額よりも基金の一時金額が多くなるケースが発生します。事業所がその差額(退職金を超える額)を受け取ることはできますか？

A. 脱退一時金等を受給できる権利は本人、遺族給付金を受給できる権利は遺族に限られるため、その一部であっても事業所が受け取ることはできません。このため、退職金規程等を改定する場合は、以下の例を参考にしてください。

(退職金規程等の改定例)

第〇条 第〇条に規定する退職金支給額は、出版企業年金基金より支給される額（老齢給付金の一時金、脱退一時金又は遺族給付金）を差し引いた額とする。

ただし、退職金支給額より出版企業年金基金からの支給額が多い場合は、その額を退職金額とする。

Q 7. 今回の改正に伴い退職金規程等の改定を行いました。基金への連絡は必要ですか？

A. 次の場合を除き、当基金へのご連絡は不要です。

加入者制限、標準掛金の積み増しを実施している場合は、当基金で保管している退職金規程等の写しを最新のものに差し替える必要がありますので、改定後の退職金規程等の写しを当基金へ提出してください。